

宴会場のご利用に際して

大阪新阪急ホテルでは、ご宴会の契約または催しに伴う宴会場のご利用に関して、下記の通り規約を設けておりますので、予め御了承ください。

1. お取り決めの範囲

宴会または催し物（以下宴会等と称します。）で宴会場をご利用になる場合に、ホテルがお客様と結ばせていただく契約は、この規約によるものとし、ここに定めない事項につきましては法令または一般に確立された慣習によるものとさせていただきます。

2. 契約の成立と予約金

宴会等のご予約の際には、予約金を申し受けます。予約金の金額につきましては、宴会等見積金額に基づいて提示させていただきます。予約金は宴会等の代金または解約料の一部として取り扱います。申込者の予約金の支払いをもって契約の成立とさせていただきます。

3. 宴会時間と追加料金

宴会場の使用開始から終了までのご契約時間（以下宴会時間と称します。）は、所定の室料をお支払いいただきます。なお、事前準備に1時間以上要する場合、またはご宴会時間を超過した場合は追加料金を頂戴いたします。但し、次の会場使用時間との関連で、ご使用時間の延長に応じられない場合もございます。

4. 人数の確認と変更

料理等をご用意する最終人数は開催日の2日前の正午とさせていただきます。それ以降は手配が完了いたしておりますので、人数が減少した場合でも最終予定人数分の料金を請求させていただきます。

5. 前受金

ホテルから提示いたしました見積金額を、宴会等開催日の1週間前までにお支払いください。なお、お見積外のご注文を頂いた場合、あるいはお見積金額の提示後に飲食等の変動があった場合には、宴会等終了後に御清算させていただきます。

6. 取消料

すでにご契約いただいた宴会等を取消される場合には下記により取消料を頂戴いたします。

お申込日から 10日経過以降 開催日の90日前まで	内金全額及び実費総額
開催日の89日前から 60日前まで	当該宴会場の3時間の 会議室料の30% 及び実費総額
開催日59日前から 30日前まで	当該宴会場の3時間の 会議室料の50% 及び実費総額
開催日29日前から 10日前まで	当該宴会場の3時間の 会議室料の100% 及び実費総額
開催日の9日前から 前日まで	お見積額の80% 及び実費総額
開催日当日	お見積額全額

7. 装飾、余興などの手配

①宴会等に関連する装飾、装花、音響、照明、余興、写真、VTR、レセプタント等につきましては、ホテル指定業者を手配させていただきます。

お客様の都合より、ホテル指定業者以外に直接ご依頼される場合は、宴会等を円滑に行うため事前にホテルの同意を得たうえでご手配くださいますようお願い申し上げます。

②ホテルの同意のうえで、お客様が直接ご依頼された業者が行う宴会等の装飾、余興等の機器及び材料の搬入搬出または看板等のサイズ、取り付け方法等の決定、あるいは設置場所等につきましては、ホテルの指示に従って行っていただきます。

③お客様、あるいはお客様が直接依頼された業者、関係者の方は、ホテルの施設、什器備品等を破損、損傷させることのないよう十分にご注意ください。万一ホテルの施設、什器備品等に破損が生じた場合は、お客様あるいはお客様が直接依頼された業者、関係者の方に、速やかに修理していただくか、損害賠償金をご負担いただきます。

8. 禁止事項

法令で禁じられている行為、公序良俗に反する行為及び他のお客様に迷惑のかかる行為は禁止します。

（禁止事項の例示）

- ①大音響を発するものの持込み。
- ②盲導犬、介助犬、聴導犬以外のペット、家畜等の持込み。
- ③引火・発火のおそれがあるものの持込み。
- ④悪臭を発するものの持込み。
- ⑤賭博等風紀を乱す行為。
- ⑥備品の移動、損傷・汚損。
- ⑦ご予約時の使用目的以外の利用。

9. 解約

以下の場合には、宴会等をご解約させていただきます。

- ①お客様が指定暴力団・暴力団員・暴力団関係団体または関係者・反社会的団体（過激行動団体等または関係者）であることが判明した場合、その他法令及び公序良俗違反のおそれがある場合。
- ②他のお客様に迷惑のかかるおそれがある場合。
- ③この規約に違反された場合。
- ④天災その他、会場側に帰すことができない事由により会場が使用できない場合。

なお、上記の解約の場合につきましてはご解約にともなう損害賠償、金銭のお支払いはいたしかねますのでご了承ください。